

# 『育休復帰プランナー』が 貴社の育休取得・復帰環境整備を 支援します！

育休復帰ノウハウを兼ね備えた「育休復帰プランナー」が、  
無料にて『育休復帰支援プラン』の策定支援をいたします。  
この機会にお気軽にお問い合わせください。

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。  
また、男性労働者、期間雇用者の育休取得についても支援の対象となります。

育休(産休) ※ 1～2ヶ月前に余裕をもってお申し込み下さい。

※産休後引き続き育休を取得される場合は、産休前に策定支援をいたします。





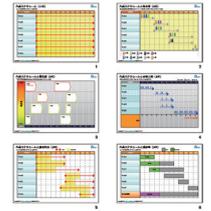
## 育休復帰プランナーとは…

中小企業における育休復帰・経営支援のノウハウを有する、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。



## 育休復帰支援プランとは…

中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。



## 『育休復帰プランナー』による支援のお申し込み ～育休取得・復帰までの流れ



## 支援を受けて『育休復帰支援プラン』を策定すると、こんなメリットがあります！

**STEP 1**

優秀な人材が継続して就業できるよう、安心して育休を取得し、復職できる環境づくりの支援が受けられます。  
育休取得者を快く休業に送り出しましょう。

**STEP 2**

プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることで、育休取得者だけでなく、職場全体の業務の効率化に繋がります！

**STEP 3**

育児休業中の業務を滞りなく遂行するための体制作りができます。復職後、育休取得者が時間制約のある状態で無理なく就業できる働き方の改革も実現できます！

※「中小企業両立支援助成金・育休復帰支援プランコース」を活用する場合は、対象従業員が**育休(産休)に入る前に支援を受ける必要**があります。

■詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)



お申し込み・お問い合わせはこちら

## 株式会社パソナ 育休復帰支援プロジェクト 支援事務局

TEL **03-5542-1740** (月～金曜日 9:00～17:30)

<http://iku-pla.pasona.co.jp/>

イクプラ パソナ

